

## 令和2年度第1回東山清掃センター公害防止協定委員会会議録

- 1 会議名 令和2年度第1回東山清掃センター公害防止協定委員会
- 2 開催日時 令和2年6月25日（木）午後7時から8時10分まで
- 3 開催場所 所萱研修センター
- 4 出席者
  - (1) 委員 門田善悦委員、門田恒治委員、千葉賢志委員、松田ミキ子委員  
小野寺あき子委員、松田孝委員、小野寺賢一委員、高橋元壽委員  
佐藤壽夫委員
  - (2) 事務局 村上秀昭一関地区広域行政組合事務局長、  
菅原彰大東清掃センター所長、  
藤野満大東清掃センター副所長  
橋本義勝大東清掃センター主任

### 5 議題

- (1) 報告事項
  - ア 令和元年度埋立状況について
  - イ 令和元年度各種測定結果について
  - ウ 令和元年度健康診断受診者数について
- (2) 協議事項
  - ア 令和元年度埋立地監視事業日程について
  - イ 令和2年度研修視察について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 なし

### 8 挨拶

事務局 本来は会長から挨拶をいただくところ、本年度は任期満了に伴う委員の委嘱替えのため、現在、会長不在となっていることから役員選出後に新会長より挨拶をいただくこととする。

#### 事務局長挨拶

本来であれば4月に委員会を開催し、定例の報告事項についてご説明申し上げているところ、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、開催を見合わせていた。

今年度は委員の委嘱替えとなっており、通常であれば委員会に先立って委嘱状の交付とするところ、開催時期が遅れることから事前に郵送により委嘱状を交付させていただいた。

本日の公害防止協定委員会は、定例報告となる令和元年度埋立状況、各種

測定結果、健康診断受診状況について報告させていただく。

協議事項として、令和2年度の埋立地監視事業日程、隔年で実施している先進地視察について率直な意見をお願いしたい。

施設の維持管理には万全を期してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

## 9 役員選出

会長に千葉賢志委員を、副会長に門田善悦委員を選出

## 10 新会長挨拶

皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

## 11 報告事項

- (1) 令和元年度埋立状況について
- (2) 令和元年度各種測定結果について
- (3) 令和元年度健康診断受診者数について

会 長 (1)から(3)について、事務局からの報告について、質問や意見はないか。

委 員 河川水の測定結果の大腸菌が、7,900個となっているが一般的にはどれぐらいなのか。

事務局 施設からの排水基準値は3,000個未満となっている。生活雑排水が河川に流れ込むと高くなると思われる。また、採水時期でも変わってくる。

委 員 3,000個とは施設の基準か。

事務局 施設からの放流基準が3,000個未満となっている。

委 員 備考欄に説明書きを入れてほしい。

会 長 一般的な河川の大腸菌の基準があれば、参考までに後で調べて教えてほしい。

## 12 協議事項

- (1) 令和2年度埋立地監視事業の日程について
- (2) 令和2年度研修視察について

会 長 (1)の日程については、事務局の案でお願いする。

(2)の研修の実施について、質問や意見はないか。

委 員 新型コロナウイルスの影響で、今年度は自治会の研修も中止となった。いつも研修はマイクロバスだから20人乗りの大きいバスを用意できるなら良い。

委 員 岩手県ではまだ新型コロナウイルスに感染した人がいないが、研修場所が宮城県ということなので感染のリスクが高いと思う。危険性がある所に行くのはいかがなものか。

委員 強行して研修するぐらいの価値があるのか疑問だ。現地集合、現地解散ならいろんなことができるかもしれないが、集団で移動することは密なので三密は避けなければならないと市のほうもずっと言っていて、三密を設定するのはいかなものかと思っている。今日の会議を窓も開けて消毒もしてマスクもしている状況で、向こうに行ったときのことを心配されているなかで研修に行って、もし発症したらと思うと出られない。今もほとんど家と田んぼぐらいしか出ていないぐらいなのに、周りの人にどこに行ってきたか聞かれて宮城県に行ってきました、うつりましたというわけにはいかない。岩手県で感染者が出ていればいいんだが、やっぱり一番にはなりたくないと思ってる。

会長 3名の方の意見を伺うと、今は実施すべきではないということだと思っ  
うがどうか。

委員 私の孫は中学生3年生だが、修学旅行が東京だったのが県内で期間も短縮で1泊2日で帰ってくる予定のようだ。そういうことを聞かされると自粛した方が良く思う。

会長 自粛という意見が多いが中止に賛成の方は挙手をお願いします。

会長 委員全員ということで今年は中止とする。

事務局 2年に一回の研修なので、来年度に状況を見ながら提案させていただく。

会長 協議は終了したが、事務局から何かあるか。

事務局 特になし。

### 13 その他

委員 皆さんに土砂災害防止法の資料を配ったが、処分場の上の方から沢に沿って土砂災害の危険の恐れがある地域に指定される予定になっている。処分場のところは、土石流の危険性で指定される。黄色い枠で囲んだ部分に指定されると避難対策などの説明が市のほうから今年度中にあると思う。問題なのは、処分場というのは長期にわたって絶対に安全でなければならないということで設置されていて、住民もそう思っている。

この部分が県知事から土石流による危険性がある区域として指定されることで、公害防止協定委員会の当事者として看過することはできない。どうしても危険地域として県から指定されるのであれば、そのことについて危険がないように万全の対応工事をしてもらわないといけない。私も実際は危険性があるとは思っていないが、十分検討した結果、

安全が確保されるのであれば処分場を指定地域から外してもらわないと、この地域の安心が保たれないということを要望したい。皆さんで話し合っていたきたい。

会 長 土砂災害防止法というのが平成 13 年に施行されたので最近である。処分場ができたのがその前の昭和 58 年なので、法律が施行されたのがその後ということもある。

私も土砂災害防止法の説明会を聞いたが、土石流、崖崩れ、地滑りの 3つの災害状況があってこれらに該当する所を航空写真とかを見て、コンサルを岩手県の土木センターに入れて勾配などを測定、調査して土石流、崖崩れ、地滑りに合致して基準を超えれば指定していく。

岩手県で説明会を行ったときは、個人とか関係者だから指定から外すということとはできないという話だった。コンサルが決めた基準に沿ってこの場所が該当するとなれば、県の方で作業を進めて指定される。

この法律は、ハードに対するソフトの対策として、大雨で災害が発生するおそれがある場合に、不安に感じている住民に対しての避難の勧告、経路などを、市が先に情報提供することが目的。あの説明を聞くと、指定を外してくださいというのは難しい。気持ちは十分分かるが。事務局で情報はあるのか。

事務局 処分場を指定から外せないかとの話があったので、千厩土木センターに確認した。

今回の土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定については、所萱地区を含む沢の上部から下流にかけて人や建物があることによって土石流の危険性がある地域に指定されるとのこと。この沢が長いので、かなりの広範囲で指定されるという話である。

土砂災害防止法は、人命を守ることを目的に、この沢一帯が指定される。指定されたからといって規制や建物が建てられないということではない。病院等を建てても問題はない。災害になったときに、土砂災害の危険性があるので避難を第一に考えてほしいということ。

旧東磐井地区は、県内でも沿岸を除いて沢がかなり多い地域で、数的には 800~1,000 か所ある。指定になったら、次は人命を守るための避難体制の構築について、消防、市が中心となって進めていくこととなるとの説明を受けた。学校、病院、処分場があるから指定を外すといった趣旨のものではなく、大雨等で災害の危険性があるので、人命を守る行動をとる地域ということ。

会 長 確認したということだが、指定から外せるのであれば外してほしい。しかし外すのは基本的にできない。心配されているのは、そういう沢の中に処分場があるので 50 年、100 年に一回とかの大雨のときに処分場の土砂が土石流となって流れてくることを心配している。自然との闘いなので難しいとは思いますが、何か対策がないのかを事務局で検討してほしい。

事務局 非常に難しい問題なので、今ここでどうするかは回答できない。時間をいただき、どのような方法が良いかを考えながら進めていきたい。現状の維持管理についてご理解いただきたい。

委 員 処分場の土砂が流れるから指定するということか。

事務局 土石流の基点が処分場の上にあるので、上流部から下流部まで指定されている。

会 長 県の説明では、大雨が降ると土が軟弱化して柔らかくなり流れ出し、土砂と石とが混ざって土石流になるおそれがあるとのこと。そのため、警戒区域として県が指定としたいという話のようだ。

事務局 心配しているのは、特定廃棄物が埋め立てしてあるのでそれが流れ出すのではないかとということ。

会 長 土石流と一緒に下流域に流れてくるのではないかと心配している。

委 員 地域の全員を集めて私のほうで避難の体制などを検討しなければならない。検討した結果、危険性はないけれど解除はできませんとか。十分に説明が尽くせば良いが、30 度の傾斜が 50m 以上となっているので指定された。それでなくても処分場は我々の負担になっている。警戒区域に指定されているとなれば、一般的には納得できる話ではない。

先ほど、沢が多いからここが警戒区域に指定されるというのは間違いだ。上流に基点があって、そこから途中で土砂を巻き込んで大きくなって下流のここで止まる位置までを指定している。沢があるから一般的に危険だという話とは指定の仕方が違うはず。

処分場はほとんど警戒区域で、その上流の危険区域は小さい。これがあるというのはおかしい。それを説明できればいいが、おそらくこれを説明する市の職員は分からないと思うし、十分な説明ができないと思う。そのときに組合で立ち会って、このようになっているが危険性はない、安全だということを市の説明とは別に説明するとか、そういう対応でも良い。

委員 危険な所なら、みんなに周知した方が良い。処分場としては安全だと言ってもらえばそれで良い。

委員 外すのが無理なら、安心して生活できるように環境づくりをしていただきたいと地域の住民としては思うところ。説明は、つくった人、管理している人、責任のあるほうが説明すべき。

会長 この件については時間をいただきたいとのことなので、後で整理ができしだい、報告していただくということをお願いする。

委員 要請があったことが議事録に残ると思うので、最終的にはそのような対応しかないとは思いますが検討をお願いする。

14 閉 会

15 担当課 大東清掃センター